

高齢者の 権利擁護について

高齢福祉課

高齢者の権利擁護について

高齢化が進む中で耳にすることが多くなった「高齢者虐待」は、大きな社会問題となっています。高齢者やその家族を取り巻く環境は変化しており、社会全体で取り組む喫緊の課題と言えます。

このような状況を受けて、高齢者に対する虐待を防止し、高齢者の尊厳を保持することを目的として、平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されました。

高齢者虐待防止法の概要

I 総則

国及び地方公共団体、国民の責務の明確化。

II 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援（家庭内における虐待）

虐待者（養護者）を罰することが目的ではなく、防止（再発防止）することが目的。そのため、被虐待者だけでなく、虐待者（養護者）への支援も必要。

※虐待者を加害者として罰するのは刑法。

III 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止（介護施設・事業所における虐待）

介護施設等における虐待（介護保険サービスの提供における虐待）は許されるものではない。

虐待者に対する刑法適用に加え、事業所として介護保険法や老人福祉法による処分対象となる。

IV その他

第三者による財産上の不当取引による被害の防止、国・地方公共団体による成年後見制度の利用促進。

高齢者虐待の類型

- I 身体的虐待
- II 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）
- III 心理的虐待
- IV 性的虐待
- V 経済的虐待

I 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

具体例として

叩く、つねる、無理矢理食事を口に入れる、部屋に閉じこめる、ベッドに縛り付ける（身体拘束）、薬を過剰に服用させて抑制する等

実際に本市によく寄せれる通報としては

車椅子に乗った高齢者を乱暴に扱う、移乗の際に身体がベッドや車椅子に当たっている、ベッドの片側を壁付けにし反対側に2点柵をする（身体拘束）、トイレに閉じ込め外側から鍵をかける等

Ⅱ 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置など、介護を著しく怠ること

具体例として

食事を与えない、オムツ交換をしない、ゴミを放置して劣悪な住環境の中で生活させる、必要な介護サービスを理由もなく利用させない等

実際に本市によく寄せれる通報としては

食事を拒否する方には最初から与えない、排泄の訴えがあっても無視や我慢するように言いトイレに連れて行かない、ナースコールがなっても対応しない等

Ⅲ 心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的態度、無視、嫌がらせ等によって、
精神的苦痛を与えること。

具体例として

怒鳴る、ののしる、侮辱を込めて子どものように扱う、排泄の失敗を嘲笑する、
意図的に無視する等

実際に本市によく寄せれる通報としては

高齢者にあだ名をつけて呼ぶ、威圧的な態度や暴言、高齢者の写真を撮り職員
間のSNSで共有する、食事を時間内に終わらせるよう急かす等

Ⅳ性的虐待

本人が同意していない、あらゆる形態の性的な行為やその強要を行うこと。

具体例として

懲罰的に下半身を裸にして放置する、キス、性器への接触、セックスなどの強要等

実際に本市によく寄せれる通報としては

オムツ交換後に衣服を着用させない、高齢者は同姓による介助を希望しているが異性による介助を強要する等

V 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、
本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

具体例として

日常生活に必要な金銭を渡さない（使わせない）、本人の自宅等を本人に無断で売却する、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する、医療や介護にかかる費用を負担しない 等

実際に本市によく寄せれる通報としては

家族が金銭管理をしており利用料が支払われない、必要なサービスの導入を拒否する（減らす）、第三者が金銭を管理し使途が不明等

セルフネグレクトの 「虐待」における位置づけ

認知症などにより判断能力に課題を抱えた一人暮らしの高齢者が、自ら他者に対して援助を求めず介護保険サービスなどの支援を拒否しているような場合（セルフネグレクト）は、高齢者虐待防止法の対象とはされていません。

しかしながら、高齢者の権利・利益が客観的に侵害されていることには変わりありません。高齢者虐待防止法の趣旨に照らして、市町村は高齢者虐待防止法に定められた対応と同様の対応を取るべきであるとされています。

参考：高齢者虐待防止法活用ハンドブック第2版、45頁

高齢者虐待防止法における 通報等に関する規定

養護者による高齢者虐待

通報（努力）義務等（第5条）

高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

また、国や地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

※第7条でも、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対して、市町村への通報努力義務が規定されている。

高齢者虐待防止法における 通報等に関する規定

養介護施設従事者による高齢者虐待

通報義務（第21条第1～3項）

自らの勤める施設において養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報しなければならない。

つまり…

虐待の可能性がある場面を見聞きしたら市町村へ通報する義務があります

高齢者虐待防止法における 通報等に関連する規定

養介護施設従事者による高齢者虐待

通報による不利益行為の禁止（第21条第7項）

通報等を行った従事者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

つまり…

通報者は守られます

身体拘束の禁止

介護保険指定基準

サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。

身体拘束における 緊急やむを得ない場合に該当する 3 要件

①切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※上記の①から③をすべて満たすことが必要

緊急やむを得ない場合

○判断

「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人で行うのではなく、必ず施設全体で組織として判断し、あくまで一時的な対応策であるという認識をもつことが必要。

○説明

身体拘束の内容や目的、時間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要。

○記録

身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（記録は5年間保存）

身体拘束と高齢者虐待の関係

身体拘束は、原則としてすべて高齢者虐待に該当する行為として考えられる。

ただし、「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待に該当しないと考えられる。

「緊急やむを得ない場合」

=緊急やむを得ない場合に該当する 3 要件全てを満たす場合

参考：厚生労働省高齢者虐待防止マニュアル

厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」

身体拘束の種類：フィジカルロック・ドラッグロック・スピーチロック

虐待が起こる背景

家族（養護者）による、適切な介護の方法や認知症への理解不足、介護の負担や、世帯としての経済的な困窮など、様々な要因が重なりあうことで、高齢者虐待が発生します。

要介護施設従事者においても、知識不足、慢性的な人手不足や、職員が手薄な夜勤帯に何度もコールになることに苛々しカッとなったなど、特別なことではなく日常に虐待のきっかけがあります。

また、不適切なケアが行われているにも関わらず見過ごしてしまう職場風土により、虐待が常態化していることに気づかないことがあります。

虐待はどこでも誰にでも起こり得ることで、特別なことではない。

虐待に気づく介護者になる

虐待を行うきっかけは身近にあり、誰もが虐待者になる可能性を秘めています。

自分が介護する高齢者の状態を客観的に正しく学ぶ機会を持つこと、自分の感情をコントロールする技術を学ぶこと、職場内でのコミュニケーションを円滑に保ち、風通しを良くすることが虐待の芽を早期に発見することに繋がります。

虐待防止に特攻薬はありません。だからこそ、一人ひとり専門職としての意識を持ち、多職種によるチームとして組織的な関わりを持つこと、時には外部の専門家の意見を聞くことが有効な場合もあります。

専門職として、虐待の可能性に気づく支援者であることが求められています。

認知症への理解

虐待を受ける高齢者の多くは、認知面に何らかの課題を抱えていると言われています。

平成27年に熊本市は認知症初期集中支援チームを設置し認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する取組みを行っています。

対象者は原則として40歳以上で、在宅で生活をしており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人としています。

本市にはチームの設置が1つしかない為、市民の方からの直接的な相談は受けておらず、高齢者支援センター等関係機関のみから相談を受け付けています。

対象者の支援を行うにあたっては、多職種での連携や地域、家族の理解が必要となります。受診がゴールではありません。本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることを支援していくことが重要になります。

権利擁護に 関する各制度

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

ご自分で金銭や大切な書類を管理することに不安がある方の財産や権利を守るため、日常的な金銭管理や通帳・権利証等、大切な書類を預ることを通して、利用者が安心して地域で生活を送れるよう支援しています。

相談先：熊本市社会福祉協議会

権利擁護に関する各制度

成年後見制度

判断能力が不十分であることにより、財産侵害を受けたり、人としての尊厳が損なわれることが無いように、財産の管理や介護サービスの手配などを行う成年後見人等を選任する制度です。

法定後見制度

家庭裁判所へ高齢者本人若しくは4親等以内の親族が申立を行う必要があります。

相談先：家庭裁判所・各地域包括支援センター

任意後見制度

本人の判断能力が十分なうちから、あらかじめ備える制度として、任意後見制度があります。

相談先：公証人役場

高齢者の 権利を守る為に

虐待が疑われる高齢者を見かけたら、速やかに各機関へ通報をお願いします。

- 家族（養護者）による虐待
→各区福祉課、各高齢者支援センター
- 要介護施設従事者による虐待
→介護事業指導室・高齢福祉課
- 認知症についての相談
→認知症地域支援推進員（各区福祉課）

高齢者の権利擁護のための各種制度につきましても、遠慮なくご相談ください